



個人事業税

事業を行う場合、道路や橋などの公共施設を利用するなど各種公共サービスを受けています。この税金は、このような公共サービスに要する経費の一部を負担していただく税金です。

納める人

県内に事務所・事業所を設けて、事業を営んでいる個人に課税されます。

納める額

区分	税率	事業の種類			
第1種事業	5%	物品販売業	運送業	写真業	問屋業
		不動産売買業	金銭貸付業	運送取扱業	席貸業
		両替業	広告業	物品貸付業	旅館業
		不動産貸付業	倉庫業	興信所業	料理店業
		製造業	駐車場業	飲食店業	演劇興行業
		電気供給業	請負業	遊技場業	冠婚葬祭業
		公衆浴場業 (サウナ等)	周旋業	土石採取業	印刷業
		電気通信事業	代理業	船舶ていけい場業	出版業
		商品取引業	案内業	仲立業	保険業
				遊覧所業	
第2種事業	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	
第3種事業	5%	医業	税理士業	公認会計士業	諸芸師匠業
		測量士業	歯科医業	弁護士業	計理士業
		理容業	土地家屋調査士業	薬剤師業	司法書士業
		社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	デザイン業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
		公証人業	設計監督者業	公衆浴場業(銭湯)	獣医業
	歯科衛生士業	歯科技工士業	不動産鑑定業	弁理士業	
	3%	あんま・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業		

(注) 第2種事業で、主として家族などの自家労力を用いて行うもの(家族や同居の親族の年間労働日数が従業者も含めた年間総労働日数の2分の1を超える場合)は、課税されません。

税額の計算 (前年の所得を基礎として計算します。)

$$\begin{aligned}
 & \text{事業の総収入額} - \text{事業の必要経費} - \text{青色事業専従者給与額または事業専従者控除額} = \text{所得金額} \\
 & \left(\text{所得金額} - \text{損失の繰越控除等の額} - \text{事業主控除額} \right) \times \text{税率} = \text{税額} \\
 & \text{課税標準額}
 \end{aligned}$$

各種控除

項目	控除の内容
損失の繰越控除	青色申告者は、事業による所得が赤字（損失）になったときは、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。
被災事業用資産の損失の繰越控除	震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額で、その年の事業による所得の計算上、控除されなかった金額は、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。
事業用資産の譲渡損失控除 譲渡損失の繰越控除	事業用に使用していた機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などを譲渡したために生じた損失額を控除できます。 なお、青色申告者は翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。
青色事業専従者給与額 または事業専従者控除額	事業主と生計を同じくする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。 青色申告者……青色事業専従者に支払われた適正な給与額 白色申告者……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額 ● 50万円（事業専従者が配偶者の場合は86万円） ● $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者}+1}$
事業主控除	年額290万円（ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割りによって計算します。）

申告と納税

1. 申告

- ① 申告期限は3月15日です。
- ② 年の中途に事業をやめた人は、やめた日から1月以内（死亡により事業をやめたときは相続人が4月以内）に申告してください。
- ③ 所得税の確定申告書または県・市町村民税の申告書を提出された場合には、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。
この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、または県・市町村民税の申告書「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

2. 納税

県税事務所から8月に送付される納税通知書によって8月、11月の2回に分けて納めることになっています。（8月に全額を納めることもできます。）なお、所得税の修正申告書を提出されたかたなどについては、別に定める納期限までに納めることになっています。
※2以上の都道府県に事務所等を有する場合は、裏面の計算式内の課税標準額を従業者数で^あん分し、税率を乗じて得た金額をそれぞれの都道府県に納めることになっています。

減免

次の場合で一定の要件に該当するときは、申請により税の減免を受けることができます。

- ① 災害により事業用資産等に著しい損害を受けた場合
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている場合
- ③ 事業主または事業主と生計を同じくする配偶者、その他の親族の医療費を一定額以上支払った場合

自宅で納税

金融機関やコンビニに出向くことなく、スマートフォン決済アプリを利用した納税が可能です。詳しくは税務課HPをご覧ください。

口座振替

金融機関（銀行、信用金庫、農協等）や郵便局などへ出向かなくても、納期限の日に、指定した預金口座から自動的に振り替えて納税することができます。

金融機関・郵便局に備え付けてある「口座振替依頼書」により手続きをして下さい。

この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名称	担当	電話番号	FAX番号	所在地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3518	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176（東部庁舎4階）
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3111	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東蔵城町2（中部総合事務所内1階）
鳥取県西部県税事務所	事業税・関税担当	(0859)31-9626	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂町一丁目1（米子市役所内2階）
鳥取県庁税務課	課税担当	(0857)26-7054	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220